

阿賀野市生徒各種大会参加費補助事業実施要領

阿賀野市教育委員会

1 趣旨

阿賀野市在住の生徒と市が認定する地域クラブ指導者を対象に、スポーツ競技大会、コンクール等に参加するための経費を補助することにより、保護者等の経済的負担軽減を図るとともに、生徒のスポーツ振興と文化活動の向上に資することを目的とします。

2 事業概要

(1) 事業内容

阿賀野市在住の生徒及び地域クラブの指導者が、補助金の交付の対象となる大会(以下「補助対象大会」という。)に参加する際に要する経費を、予算の範囲内において補助金を交付します。

(2) 補助対象者等

阿賀野市在住の生徒で、大会に出場する者及び大会等への参加に必要な補助生徒並びに大会等に出場する生徒を引率する阿賀野市認定の地域クラブ指導者とします。ただし、地域クラブ指導者については、各地域クラブ2名を上限とします。

(3) 補助対象大会

補助対象大会は中学校体育連盟又は吹奏楽連盟が主催するもので、県大会以上の大会とします。ただし、下越地区大会においては、佐渡市開催に限り補助の対象とします。

(4) 補助対象経費等

補助対象大会に係る次の①～⑥とし、③～⑥の取扱いは表に定めるとおりです。

- ① 大会参加費（県大会以上）※大会等への参加に必要な補助生徒の参加費を含む。
- ② ビブス代、ナンバーカード代（県大会以上）
- ③ 宿泊費（宿泊費に含まれる朝夕食費を含む。）
- ④ 交通費
- ⑤ 楽器運搬費等
- ⑥ その他

対象 経費	大会 区分	補助対象経費	補助対象外経費
宿泊費	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・前泊宿泊費(前日の公式練習等の記載がある場合や大会開始時刻までに間に合う公共交通機関がない場合に限る。) ・大会が連日の場合で、翌日にも試合がある場合に宿泊した経費 ・帰宅に伴い発生したキャンセル料 	<ul style="list-style-type: none"> ・敗戦日以降の宿泊費

交通費	県大会・北信越大会・全国大会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用した経費 ・補助の対象となる団体が案内する移動手段(貸切バス、タクシー)を利用した場合の経費※1 ・県外での開催で保護者等の自家用車またはレンタカーを利用した場合は、当該大会参加のために使用した区間のうち、高速道路を利用した区間に係る通行料金のみを補助対象経費とする。※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・敗戦後に大会会場へ向かう交通費 ・帰宅に伴い発生したキャンセル料 ・レンタカーを利用した場合のレンタル料 ・保護者等の自家用車及びレンタカーを利用した場合の燃料費、人件費 ・県内大会で保護者等の自家用車及びレンタカーを利用した場合の高速道路利用料 ・保護者等の個人が手配または利用するタクシー及びレンタカー等に係る経費※3
	下越地区大会	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船料(原則最も経済的な移動手段による算定とする。) ・島内の交通費(補助の対象となる団体が案内する移動手段(貸切バス、タクシー)を利用した場合の経費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本土、島内の移動で保護者等の自家用車及びレンタカーを利用した場合の燃料費、レンタル料 ・車両の乗船料
楽器運搬費等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器運送費※4 ・楽器使用料 ・楽器運搬のための補助員の入場料 	
その他	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム代 ・昼食費

※1 補助対象者以外もバス、タクシーを利用した場合は、次の計算式により補助対象経費を算定してください。

【実際にかかった費用×補助対象者／利用した人数】

※2 出発地から会場もしくは宿泊地までの往復にかかる経済的かつ合理的な経路により算出した高速道路通行料金を上限とした実支出額

同大会において移動区間の一部の交通手段を変更し、公共交通機関を利用した場合は、当該公共交通機関を利用した区間に係る運賃を補助対象経費に含めるものとします。

補助の対象となる交通費について、県外の開催で移動手段が複数にわたる場合は、区間ごとに補助対象経費の可否を判断するものとします。

※3 生徒のみが乗車する場合または保護者等と生徒が同乗する場合を問わず、また、学校名若しくは出場団体の代表者名で手配した場合であっても、保護者等が個人的に手配したものと認められる場合は、補助の対象となりません。補助の対象となるのは、学校又は出場団体(地域クラブ等)が責任主体となり、行程管理及び支払を行うものに限りです。

※4 業者のバスを利用する場合は、複数者から見積りを徴し競争見積りを実施したうえで必要経費を算出するよう努めてください。

(5) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の全額を補助します。※補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

(6) 申請方法

申請から振込までの流れは以下のとおりです。※下線を付した手続きは、申請者が行うものです。

① 補助金の交付申請

原則、補助対象大会等ごとに大会等の開催前から終了後1か月までに、以下の書類を阿賀野市学校教育課へ提出してください。

- ・阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・補助対象経費の金額と内訳がわかるもの
- ・補助対象大会の詳細がわかるもの（大会要項や参加者名簿、引率計画など）

② 交付決定

交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、交付を決定した場合は、申請者へ「阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等交付決定通知書」を郵送します。

※審査期間は概ね2週間程度いただきます。

③ 実績報告

「阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等交付決定通知書」が届いたら、原則として大会等の参加経費精算が終了した日の属する月の翌月末日までに、以下の書類を阿賀野市学校教育課へ提出してください。

- ・阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・補助対象経費の支払いがわかるもの

④ 補助金の額の確定

実績報告書類を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の額を確定し、申請者へ「阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等交付額確定通知書」を郵送します。

※審査期間は概ね2週間程度いただきます。

⑤ 請求

「阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等交付額確定通知書」が届いたら、「阿賀野市生徒各種大会参加費補助金等交付請求書」を速やかに阿賀野市学校教育課へ提出してください。

⑥ 振込

請求書を市が受理した後、市が申請者へ補助金の振込日をメールまたは郵送でお知らせします。記帳等で振込みの確認をお願いします。

3 その他

- 補助金の交付については、阿賀野市生徒各種大会参加費補助金交付要綱及び本要領の規定に基づき行うものとします。
- ただし、やむを得ない事由により大会への参加ができなかった場合や移動手段の変更を余儀なくされた場合には、この限りではありません。この場合は、阿賀野市学校教育課へ速やかに連絡してください。
- 前年度とは補助対象要件が異なる部分がありますので、内容を確認の上、手続きを行ってください。
- ご不明な点がございましたら、大会前に阿賀野市学校教育課へお問い合わせください。